首都大学東京南大沢キャンパス放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号、以下「障害防止法」という。)並びに電離放射線障害防止規則(電離則)に基づき、首都大学東京南大沢キャンパス(以下「南大沢キャンパス」という。)における放射性同位元素(以下「RI」という。)等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、南大沢キャンパスの放射線施設(RI等の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。)に立ち入るすべての者、ECD付ガスクロマトグラフ及びX線発生装置等を使用する者に適用する。

(遵守等の義務)

- 第3条 放射線業務従事者(以下「業務従事者」という。)及び管理区域に一時的に立ち入る者は、 放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。
- 2 事業所長は、放射線安全部会からの答申、勧告又は放射線取扱主任者が法及び本規程に基づき行う意見具申を尊重し、放射線障害予防のための必要な措置を講じなければならない。

(組織)

第4条 南大沢キャンパスにおける放射線障害防止に関する組織は、別図1に掲げるとおりとする。

(事業所長)

第5条 事業所長は、この規程に定める放射線障害防止に係る業務を統括、管理しなければならない。 理学部長がその任にあたる。

(放射線取扱主任者等の選任)

- 第6条 事業所長は、放射線障害の発生防止について総括的な監督を行わせるため、第一種放射線取 扱主任者免状の所有者の中から、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。) 1名と副放射線取 扱主任者(以下「副主任者」という。) 若干名を選任する。
- 2 事業所長は、主任者及び副主任者のいずれもが旅行、疾病その他の理由によりその職務遂行が不可能なとき、その職務を代行させるため、第一種放射線取扱主任者免状の所有者の中から、主任者の代理を選任する。
- 3 事業所長は、法第36条2の規定に基づき、主任者・副主任者(選任1年以内に定期講習を受けたものを除く。)に選任してから1年以内及び定期講習を受けてから3年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。

(放射線取扱主任者及び副主任者の職務)

- 第7条 主任者は、南大沢キャンパスにおける放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行う。 また、必要に応じ次のことを行う。
 - ① 予防規程の制定及び改廃への参画
 - ② 放射線障害防止法上重要な計画作成への参画
 - ③ 法令に基づく申請、届出、報告の審査

- ④ 立入検査等の立会い
- ⑤ 異常及び事故の原因調査への参画
- ⑥ 事業所長に対する放射線障害防止のための意見の具申
- ⑦ 使用状況等及び施設、帳簿、書類などの監査
- ⑧ 関係者への助言、勧告および指示
- ⑨ 放射線安全部会の開催の要求
- ⑩ その他放射線障害防止に関する必要事項
- 2 副主任者は主任者を補佐するとともに、主任者が旅行、疾病その他の理由によりその職務遂行が 不可能なときは、主任者の職務を代行する。

(放射線取扱主任者の代理者の職務)

第8条 主任者の代理者は、主任者及び副主任者のいずれもが、旅行、疾病その他の理由によりその 職務遂行が不可能なときは、主任者の職務を代行しなければならない。

(放射線安全部会)

- 第9条 南大沢キャンパス内の放射線障害の防止及びRI等の取扱に係る安全管理体制を審議し、その適切な実施期するため、南大沢キャンパス放射線安全部会(以下「放射線安全部会」という。) において行う。
- 2 委員は、別に定める南大沢キャンパス放射線安全部会規程による。
- 3 放射線安全部会の運営については別に定める南大沢キャンパス放射線安全部会規程による。

(RI研究施設責任者)

第10条 施設を統括し管理運営するため、RI研究施設責任者(以下「施設責任者」という。)を置く。理学部長がその任にあたる。

(放射線安全管理室)

- 第11条 放射線障害の発生を防止するため、放射線安全管理室(以下「管理室」という。)を置く。
- 2 放射線管理業務を総括するため、管理室責任者を置く。
- 3 管理室責任者は施設責任者が選任する。
- 4 管理室に管理室委員会を置き、管理室業務に関する審議を行うと共に、必要に応じて管理室業務 を補佐する。委員は若干名とし施設責任者が選任した者とする。
- 5 管理室は次の業務を行う。
 - ① 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性物質による汚染の管理
 - ② 放射線施設、管理区域に係る線量当量率、表面汚染密度等の測定、管理
 - ③ 放射線管理関係測定機器の保守管理
 - ④ RIの受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄等に関する管理
 - ⑤ その他管理区域立ち入り者ならびに放射線取扱業務の安全に関する技術的事項に関する業 務
 - ⑥ 業務従事者に対する教育・訓練計画の立案及びその実施
 - ⑦ 業務従事者に対する健康診断計画の立案及びその実施
 - ⑧ 廃棄物の保管ならびにそれらの処理に関する業務

- ⑨ 上記①~⑧に関する記録の作成及び保管
- ⑩ 関係法令に基づく届出、申請その他関係官庁との連絡等に関する業務
- ⑪ 放射線施設及び設備の維持・保守管理に関する業務
- ② その他放射線の安全管理に必要な業務

(実験責任者)

- 第12条 管理室はRI等の安全な取扱を図るために、放射線作業ごとに実験責任者を定める。
- 2 実験責任者には業務従事者である教員があたり、主任者、放射線安全部会、管理室の指示を受けて、RI等の取扱について適切な指示を与えるとともに、RI等の使用、保管及び廃棄に関する記帳等の責任を負う。

(放射線業務従事者)

- 第13条 業務従事者とは、本学または他事業所において放射線作業に従事するものであって、健康 診断、教育訓練の結果等について照査確認し、施設責任者が認定したものをいう。
- 2 業務従事者は、放射線障害予防規程及び各使用室の使用細則を遵守し、主任者、管理室が行う放射線障害防止のための指示に従わなければならない。
- 3 業務従事者は、被ばく管理を受けなければならない。
- 4 業務従事者が第2項及び第3項の規定に反するときは、施設責任者は業務従事者の認定を取り消すことができる。

(管理区域)

- 第14条 事業所長は放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所を放射線安全部会の議 を経て管理区域として指定する。
- 2 前項で指定する管理区域は原則として、障害防止法並びに電離則に定められる基準による。
- 3 管理区域は、別図2に示す区域とする。

(管理区域への立入制限)

- 第15条 管理区域に立ち入るものは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 定められた出入り口から出入りすること
 - ② 個人被ばく測定用の放射線測定器を所定の部位に着用すること。
 - ③ 飲食、喫煙、化粧等を行わないこと。
 - ④ 各施設ごとに定める注意事項を遵守すること。
 - ⑤ 非密封のR I 使用施設では、決められた衣服や履物を用いること。
 - ⑥ 非密封のRI使用施設から物品を持ち出すときには、表面汚染が無いことを確認してから行うこと。
 - ⑦ 非密封のRI使用施設から退室するときには、身体や衣服等に汚染の無いことを確認すること。もし汚染が発見されて、それを容易に除染できないときには、直ちに管理室に連絡し、 その指示に従うこと。
 - ⑧ RIを体内に摂取したとき、またはそのおそれのあるときは、直ちに管理室に連絡し、その 指示に従うこと。
- 2 管理区域内への一時立入者は、管理室責任者に届け出て許可を得るとともに業務従事者が必ず同

伴しなければならない。この際、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、 その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。

(巡視点検)

- 第16条 管理室責任者は、別に定めるRI施設点検・維持管理細則に従い、定期的に放射線施設の 巡視点検を行わなければならない。
- 2 管理室責任者は、前項の巡視点検の結果、異常を認めたときは、その旨を主任者を通じて施設責任者及び放射線安全部会に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理室責任者は、次の各号について点検結果を記録して保存しなければならない。
 - ① 点検者氏名
 - ② 点検日時
 - ③ 点検筒所
 - ④ 点検方法
 - ⑤ 点検結果及び講じた措置

(自主点検)

- 第17条 管理室責任者は、別表1に掲げる項目について、RI施設点検・維持管理細則に従い、定期的に放射線施設の自主点検を行わなければならない。
- 2 管理室責任者は、前項の自主点検の結果、異常を認めたときは、その状況及び原因を調査し、必要な措置を講じるとともにその結果を主任者に通知しなければならない。
- 3 管理室責任者は、自主点検の結果を主任者を経由して施設責任者及び事業所長に報告しなければ ならない。
- 4 管理室責任者は、次の各号について点検結果を記録して保存しなければならない。
 - ① 点検者氏名
 - ② 点検日時
 - ③ 点検箇所
 - ④ 点検方法
 - ⑤ 測定器の種類及び型式
 - ⑥ 点検結果及び講じた措置

(修理、改善)

- 第18条 施設責任者は、放射線施設、設備について修理、改善を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及び事業所長の承認を受けなければならない。ただし、保安上とくに影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。
- 2 事業所長は前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認められるときは、その安全 性、安全対策等につき放射線安全部会に諮問するものとする。
- 3 施設責任者は、第1項の修理、改善等を終えたときは、その結果について主任者を経由して事業 所長に報告しなければならない。

(放射性同位元素の使用計画の承認)

第19条 RI等を使用しようとする場合、その実験責任者は、実験のつど、あらかじめ実験計画書

を作成し、管理室責任者を経て主任者の承認を受けなければならない。

(放射性同位元素の受入れ (購入、譲受))

- 第20条 RIの受入れ(購入または譲受)を希望する場合、その実験責任者は前条に定めるこれらの使用に関する計画に係る承認を受けておかなければならない。
- 2 RIの受入れ(購入または譲受)をしようとする場合、その実験責任者は前条の手続きのほか、 RIの受入れ(購入または譲受)に関する申請書を管理室に提出し許可を受けなければならない。
- 3 RIの受入れ(購入、譲受)は、管理室において行う。
- 4 管理室は、受入れ年月日及びその相手方の氏名又は名称のほか、目的、方法及び場所、RIの種類、数量及び化学形、受入れに従事する者の氏名などの受入れ内容を、RI受入れ・払出し・保管・廃棄台帳に記入して、所定の貯蔵施設に保管する。

(放射性同位元素の払出し(譲渡))

- 第21条 RIを払出し(譲渡)することを希望する者は、RI払出し(譲渡)申請書及び所定の払出し(譲渡)書類に記入し、管理室へ提出して主任者の許可を受けなければならない。
- 2 RIの払出し(譲渡)は、管理室において行う。
- 3 管理室は、払出し(譲渡)年月日及びその相手方の氏名又は名称のほか、目的、方法及び場所、 RIの種類、数量及び化学形、払出しに従事する者の氏名などの払出し(譲渡)内容を、RI受入 れ・払出し・保管・廃棄台帳に記入する。

(放射性同位元素の使用)

- 第22条 実験責任者は、実験計画書の承認を受けた後、RIを使用する場合、管理室に申し出て、 所定の手続きを行わなければならない。
- 2 業務従事者は、RIを使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 密封されていないR I (以下「非密封R I」という。)を使用する場合
 - イ 管理室から、使用施設内のフード、実験台等の割り当てを受けて、使用施設の注意事項を 厳守して作業すること。
 - ロ 許可を得た数量を超えて使用しないこと。
 - ハ 作業中は被ばくの低減、身体、衣服の汚染防止を考えて必要な手段を講じること。また、 サーベイメータを用いて汚染の有無を確かめながら作業すること。
 - ニ 作業は原則として単独では行わないこと。
 - ホ ガス発生の恐れのあるときには、フード内で作業し必要に応じてトラップを設けること。
 - へ R I を投与した動物の取扱は必ず飼育フードのみで行い、生きたまま暗室などのほかの使用室へ移動させないこと。
 - ト 液体廃棄物は2次洗浄水まで保管廃棄し、流しに直接流さないこと。
 - チ 固体廃棄物は可燃物、難燃物、不燃物、動物に分け、液体廃棄物は無機、有機、スラリー に分けて所定の容器に廃棄すること。
 - リ、実験終了時に諸措置完了の届出を管理室に提出すること。
 - ② 密封されたRI(以下「密封RI」という。)を使用する場合
 - イ 作業ごとに使用記録に必要事項を記録すること。
 - ロ 使用施設の注意事項を厳守して作業すること。
 - ハ 使用中における周囲の放射線線量当量率を測定するなどして、被ばくの低減に努めること。

- ニ 作業は原則として単独では行わないこと。
- ホ 照射室に入る場合は、必ず安全を確認して入室すること。
- へ 照射室での作業は決められた時間内で行うこと。
- ト 照射中は、出入口に照射中であることを表示すること。
- ③ X線発生装置等を使用する場合
 - イ フェイルセーフ機構を有している場合は、使用前にフェイルセーフ機構等が正常に作動することを確認すること。
 - ロ 使用中は、運転中であることを明示すること。

(放射性同位元素の保管)

- 第23条 RIの保管は次の事項に従って管理室が行う。
 - ① 物理系学生実習室、化学系学生実習室、生物系学生実習室(飼育標識室、暗室 I を含む)、 高レベル実験室 I、測定室 I、無機化学実験室 I、無機化学実験室 II、物理化学実験室での 使用許可に基づくものについては、貯蔵室 I に保管する。
 - ② 生物実験室(高レベル実験室Ⅱ、P2実験室、低温実験室、無菌室、暗室Ⅲ、暗室Ⅲ、洗浄室、機器室、測定室Ⅱを含む)での使用許可のものについては、貯蔵室Ⅱに保管する。
- 2 貯蔵室からのRIの搬出入にあたっては、管理室に申し出て、所定の手続きを行わなければならない。
- 3 1日の作業の終了ごとに、R I を所定の貯蔵室に保管すること。ただし、作業が継続して行われる場合には、その使用中のR I は、管理室責任者の承認を得て、使用室内に置くことができる。この場合には、充分な放射線障害予防のための措置を講じ、R I の種類、数量等必要事項を明示した標識を掲げなければならない。
- 4 貯蔵室の扉は使用時以外は必ず施錠しなければなれない。
- 5 保管に際しては、保管に係る記録簿にRIの種類、数量及び化学形などの必要事項を記入し、保存しなければならない。
- 6 管理室責任者は定期的に放射性同位元素の保管数量及び保管状況を確認しなければならない。

(放射性同位元素等の運搬)

- 第24条 RI等を運搬する場合は、管理室責任者の承認を受けるとともに次の各号を厳守しなければならない。
 - ① 管理区域内における運搬 転倒、転落等の防止、汚染拡大の防止、その他保安上必要な措置を講じること。
 - ② 事業所内における運搬
 - イ RIを収納した輸送機器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等による亀裂、 破損等が生じる恐れが無いように措置すること。
 - ロ 表面汚染密度については、搬出物の表面のRIの密度が表面密度限度の値の1/10を超 えないように措置すること。
 - ハ 線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないように措置すること。
 - ニ 容器には、核種及び数量を明示し、所定の標識をつけること。
 - ホ 作業は、二人以上で行うこと。
 - へ 作業の内容(日時、道順、作業者、核種、数量)を管理室責任者に届けること。また、作

業終了後は、その旨を管理室責任者に報告すること。

- ③ 事業所外における運搬
 - イ 主任者の許可を受けるとともに、その指示に従うこと。
 - ロ 関係法令に定める基準に適合する措置を講じ、安全性の確保を図ること。
 - ハ 運搬などの年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の 氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称を記録すること。
- 2 管理室責任者は、運搬に係る記録簿に必要事項を記入し、保存しなければならない。

(放射性同位元素の廃棄)

- 第25条 RI廃棄物は、固体の場合には可燃物、難燃物、不燃物、動物に区分し、液体の場合には 無機、有機、スラリー等に区分して、使用室内に備え付けの廃棄物記録に記入してそれぞれの廃棄 物容器に入れ、管理室の指示に従って行わなければならない。
- 2 固体廃棄物、無機液体廃棄物は保管廃棄施設に一時保管して管理室の指示により「日本アイソトープ協会」に引き渡さなければならない。
- 3 有機液体廃棄物は、有機廃液保管廃棄施設に保管廃棄しなければならない。
- 4 α 線を放射するRIの固体、液体廃棄物は、所定の容器に密封して保管廃棄施設に保管しなければならない。
- 5 排水施設からの排水は、排水中のRI濃度を測定して濃度限界以下であることを確認してから行う。
- 6 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における廃棄中のRI濃度を濃度限界以下として排気する
- 7 液体シンチレーター廃液を焼却炉により焼却する場合は、次の各号に従って行わなければならない。
 - ① 焼却処理は ³H、¹⁴C、³²P、³⁵S および ⁴⁵Ca のみを含んだ液体シンチレーター廃液及び助燃剤に限ること。
 - ② 液体シンチレーター廃液の濃度は、以下に定める濃度を超えないようにし、排気口における 排気中の RI 濃度及び排水口における排水中の RI 濃度が法定の濃度限度以下となるようにする こと。

ア ³H、¹⁴C、³⁵S: 37ベクレル/立方センチメートル

イ ³²P、⁴⁵Ca: 3.7 ベクレル/立方センチメートル

なお、複数の核種が存在する場合は、それらの RI の濃度のそれぞれの上記の濃度に対する割合の和が 1 を超えないものとする。

- ③ 管理室に焼却炉安全管理委員会を置き焼却炉に係る安全管理について審議する。 委員会は管理室責任者及び若干名の管理室委員会委員により構成され、委員長は、管理室責任 者が当たる。委員長は焼却炉に係る安全を総括するとともに、焼却炉の運転担当者、点検担当者 及び廃棄作業に従事する者を管理しなければならない。
- ④ 施設責任者は焼却炉の運転担当者、保守点検担当者及び廃棄作業に従事する者に対する教育 訓練を行うこと。また、各担当者に対して、焼却炉の安全な運転方法、液体シンチレーター廃 液の取扱方法異常並びに緊急時の措置についての教育訓練を行うこと。
- ⑤ 施設責任者は焼却炉の安全運転、保守点検、廃棄作業、異常並びに危険時の措置な必要な教

育訓練を受けた者の中から、運転担当者、保守点検担当者及び廃棄作業に従事する者を指名し、 その者に行わせること。

- ⑥ 焼却炉の運転は別に定める液体シンチレーター廃液焼却炉運転要領に従って行い、異常が発生した場合は直ちに運転を停止し管理室責任者並びに主任者に報告するとともに適切な措置を講じなければならない。
- ⑦ 焼却炉を1年以上使用しなかった場合には、焼却炉メーカーによる点検・修理を行うなど適切な措置を講じた後でなければ再使用できない。
- ⑧ 焼却炉は別に定める液体シンチレーター廃液焼却炉保守点検要領に基づき定期的に点検する とともに、運転前においても所定の点検を行い、異常を認めた場合は、適切な措置を講じなけ ればならない。
- ⑨ 液体シンチレーター廃液は別に定める液体シンチレーター廃液安全取扱要領に基づいて取扱うこと。
- ⑩ 焼却炉による廃棄作業を行った場合には、次の項目について記録し、5年間保存しなければならない。
 - ア 廃棄日時
 - イ 廃棄に従事した者の氏名
 - ウ 焼却炉の種類及び型式
 - エ 助燃剤の種類
 - オ 液体シンチレーター廃液の成分・性状・RI 濃度・容積
 - カ 廃液焼却時の燃焼温度が摂氏 800 度以上であることを実測により確認した結果
 - キ 残渣の処理方法及び残渣の量
- ① 異常時及び緊急時の措置
 - ア 異常を発見した場合は、直ちに運転を停止し、原因を究明すること、また、異常の原因が明らかでない場合には、製造メーカーによる技術指導、点検を受け、正常な状態に復帰するまで 運転を再開しないこと。
 - イ 運転の再開に際しては、点火する前に十分にエアーパージを行うこと。
- 8 密封RIの廃棄は「日本アイソトープ協会」に引き渡すことによって行わなければならない。

(場所等の測定)

- 第26条 管理室責任者は放射線障害が発生する恐れのある場所について、放射線の量及びRIにおける汚染状況の測定を行い、その結果を記録して保存しなければならない。
 - 2 放射線の量の測定は1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量 について 放射線測定器を使用して行わなければならない。(ただし、70マイクロメートル線量当量率が 1センチメートル当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について測定を行う。
- 3 非密封RI取扱施設の放射線の量及びRIによる汚染状況の測定は取扱開始前に1回、取扱開始 後にあたっては1月を越えない期間ごとに行う。
- 4 密封RIを装備した機器の取扱施設における放射線の量の測定は、取扱開始前に1回、取扱開始 後にあっては、6月を越えない期間ごとに1回行う。ただし、移動して使用する場合、あるいはし ゃへい物、取扱方法が一定していない場合の取扱開始後の測定は、1月を越えない期間ごとに行う
- 5 ガスクロマトグラフに装備するECDに関する放射線の量の測定は、機器の表面について取扱開始前に1回、取扱開始後にあっては6月を超えない期間ごとに1回行う。

- 6 前項の規程に関わらず、ECDを交換した場合はそのつど測定する。
- 7 次の項目について測定結果を記録し、5年間保存しなければならない。
 - ① 測定日時
 - ② 測定場所
 - ③ 測定をした者の氏名
 - ④ 放射線測定器の種類及び型式
 - ⑤ 測定方法
 - ⑥ 測定結果

(個人被ばく線量の測定)

- 第27条 管理室責任者は管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号 に従い個人被ばく線量を測定する。
 - ① 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量当量について行う。
 - ② 測定は胸部(女子注1)にあっては腹部)について1センチメートル線量当量 及び70 マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)について行う。
 - ③ 前号のほか頭部及びけい部からなる部位、胸部及び上腕部からなる部位ならびに腹部及び大たい部からなる部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部(女子^{注1)} は腹部及び大たい部) からなる部位以外である場合には当該部位についても行う。
 - ④ 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部及びけい部、胸部及び上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第2号、及び第3号のほか当該部位についても70マイクロメートル線量当量の測定を行う。ただし、中性子線についてはこの限りではない。
 - ⑤ R I を誤って摂取した場合またはそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行う。
 - ⑥ 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行う。但し、 一時立入者として管理室責任者が認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイク ロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
 - (7) 次の項目について測定の結果を記録する。
 - イ、測定対象者の氏名
 - ロ、測定をした者の氏名
 - ハ、放射線測定器の種類及び型式
 - ニ、測定方法
 - ホ、測定部位及び測定結果
 - ⑧ 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに女子^{注2)}にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録する。
 - ⑨ 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録する。等価線量の 算定する際の等価線量は次のとおりとする。皮膚:70マイクロセンチメートル線量当量;眼 の水晶体:1センチメートル線量当量又は70マイクロセンチメートル線量当量のうち適切な 方;妊娠中である女子の腹部表面:1センチメートル線量当量
 - イ 算定年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 算定した者の氏名
 - 二 実効線量
 - ホ 等価線量
 - ⑩ 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに女子^{注2)}にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当

該期間ごとに行い記録する。

- ① 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間以降は、当該の1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年集計し、次の項目を記録する。
 - イ 集計年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 集計した者の氏名
 - 二 集計対象期間
 - ホ 累積実効線量
- ② 第7号から第11号の記録は永久保存し、記録のつど対象者に対しその写しを交付しなければならない。
 - 注1) 不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業所長に書面で申し出た者を除く。 注2) 本人の申出等により事業所長が妊娠の事実を知ることとなった女子
- 2 管理室責任者は前項の測定結果に基づき、放射線施設における1年間の業務従事者数及び個人実 効線量分布を作成しなければならない。

(教育訓練)

- 第28条 管理室責任者は、業務従事者等に対し本規程の周知をはかるとともに、放射線障害の発生を予防するために必要な教育及び訓練を行わなければならない。
- 2 前項の規程による教育及び訓練は次の各号の定めるところによる。
 - ① 実施期間は次の通りである。
 - イ、はじめて業務従事者として認定する前
 - ロ、継続して認定するものにあっては1年を超えない期間ごと
 - ② 前号イについては次に掲げる項目及び時間数を、口については次に掲げる項目について実施する

イ、放射線の人体に与える影響30分間以上ロ、放射性同位元素等または放射線発生装置の取扱4時間以上ハ、放射線障害防止に関する法令1時間以上ニ、放射線障害予防規程30分間以上

ホ、その他放射線障害防止に関して必要な事項 適宜

- 3 前項の内容を含む理学部共通科目の放射線実験法(I)の授業を履修し、単位を修得した場合は、 前項に定める教育及び訓練に代えることができる。
- 4 第2項の規程にかかわらず第2項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められるものに対しては、教育及び訓練の一部又は全部を省略できる。
- 5 前項によって教育及び訓練の一部又は全部を省略する場合は氏名、期間とともにその理由を記帳せねばならない。
- 6 管理室責任者は、教育訓練計画及びその実施結果を記録する。
- 7 管理室責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者に対して、放射線障害の発生を予防するために 必要な注意事項を熟知させねばならない。

(健康診断)

- 第29条 管理室責任者は業務従事者に対して次の各号の定めるところにより健康診断を行わなければならない。
 - ① 実施期間は次のとおりとする。
 - イ、業務従事者としてはじめて管理区域に立ち入る前
 - ロ、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごと
 - ② 健康診断は問診及び検査または検診とする。問診は放射線の被ばく歴及びその状況について行う。また、検査及び検診は次の部位及び項目について行う。
 - イ、末しょう血液中の血色素量又はヘマクリット値、赤血球数、白 血球数及び白血球百分率

口、皮膚

ハ、眼

ただし、イ〜ハの部位又は項目(はじめて管理区域に入る前の健康診断にあっては、イ及びロの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。

- 2 管理室責任者は、前各号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対し、遅滞なく、健 康診断をしなければならない。
 - ① R I を誤って飲み込みまたは吸い込んだ者
 - ② RIにより、表面密度限度を超えて皮ふが汚染され、その汚染が容易に除去できない者
 - ③ RIにより、皮ふの創傷部が汚染され、または汚染された恐れのある者
 - ④ 実効線量当量限度または等価線量を超えて放射線に被ばくし、または被ばくした恐れのある者
- 3 管理室責任者は次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
 - ① 実施年月日
 - ② 対象者の氏名
 - ③ 健康診断を実施した医師名
 - ④ 健康診断の結果
 - ⑤ 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 4 管理室責任者は健康診断の結果を記録し、永久保存するとともに、実施のつど記録の写しを対象 者に交付しなければならない。ただし、教職員の健康診断の結果については、所管の部署において 永久に保管するものとする。

(放射線障害者に対する措置)

- 第30条 管理室責任者は、放射線障害を受け、または受けた恐れのある者について、主任者及び施 設責任者と協議し、健康上必要な措置を事業所長に具申しなければならない。
- 2 事業所長は、前項の具申があった場合、適切な措置を講じなければならない。

(記録及び保存)

- 第31条 管理室は、以下の記録のための帳簿を備えて記録させ、これを整備保存する。
 - ① 放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管、廃棄の記録
 - ② 使用施設立ち入り記録
 - ③ 場所に関する測定の記録
 - ④ 被ばく測定の記録

- ⑤ 健康診断の記録
- ⑥ 運搬の記録
- ⑦ 教育訓練の記録
- ⑧ 放射線業務従事者の記録
- ⑨ 施設の巡視点検の記録
- ⑩ 施設の自主点検の記録
- ① 関係省庁への提出文書
- 2 管理室は、前項第1号から第10号の記録帳簿を、毎年4月1日に開設し、翌年の3月31日に に閉鎖する。帳簿の閉鎖後5年間保存しなければならない。ただし、前項第4号及び第5号の記録 帳簿は永久保存とする。また、事業所の廃止を行う場合は、廃止日に帳簿を閉鎖する。

(異常事熊発生時の措置)

- 第32条 RIの取扱いに際して、被ばく、汚染、放射線の漏洩、機器の故障等異常事態が発生した場合、または発生するおそれのある場合には、次の各号に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 - ① 異常を発見した者は直ちに応急の措置を講ずるとともに、管理室責任者、主任者及び施設責任者に通報すること。
 - ② 通報を受けた者は、必要な措置を講ずるとともに、直ちに関係者に連絡しなければならない。
 - ③ 事業所長は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を直ちに、並びにその状況及びそれ に対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告すること。
 - イ、RI等が異常に漏洩した場合
 - ロ、業務従事者について実効線量限度または等価線量を超え、または超える恐れのある被ばく が発生した場合
 - ハ、イ及びロに掲げる場合のほか、放射線障害が発生し、または発生する恐れのある場合

(事故の処理)

- 第33条 RIについて、盗難、所在不明その他の事故が生じた場合には、次の各号に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 - ① 事故を発見した者は、ただちに管理室責任者、主任者及び施設責任者に報告すること。
 - ② 報告を受けた者は、ただちに事業所長にその旨を報告すること。
 - ③ 事業所長は、直ちにその旨を所轄の警察署および原子力規制委員会に届け出るとともに事故の状況及びそれに対する措置を10日以内に原子力規制委員会に報告すること。

(地震等の災害時における措置)

- 第34条 地震、火災等の災害(以下「地震等」という。)が起こったことにより、放射線障害が発生した場合、または発生するおそれのある場合には、その各号に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 - ① 危険事態を発見した者は、別図3に定める災害時の連絡通報体制に従い直ちに管理室責任者、 主任者及び施設責任者に通報すること。
 - ② 通報を受けた者は、直ちにその旨を事業所長に報告するとともに、放射線障害予防のために 必要な措置を講ずること。
 - ③ 事業所長は、直ちにその旨を必要に応じ所轄の警察署及び消防署に通報するとともに、地震等により発生または発生する恐れのある放射線障害の状況等必要事項を遅滞なく原子力規制委員会に届けること。
- 2 地震、火災等の災害が起こった場合には、別図4に定める災害時の施設点検連絡通報体制に従い、 あらかじめ指定された者が、第16条に規定する点検項目について点検を行い、その結果を、放射

線取扱主任者を経由して事業所長に報告しなければならない。

3 あらかじめ指定された者は若干名とし管理室委員会の推薦を受け施設責任者が任命する。

(定期報告)

- 第35条 管理室責任者は毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について放射線管理状況 報告書を作成し、主任者を経由して施設責任者および事業所長に報告しなければならない。
- 2 事業所長は、本報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

- 第36条 管理室責任者は、以下の特定放射性同位元素に係る報告書を作成し、原子力規制委員会に報告しなければならない。
 - ① 特定放射性同位元素を製造、輸入、受入れ、払出し又は廃棄した場合は、15日以内に報告しなければならない。
 - ② 既に報告を行っている特定放射性同位元素の内容を変更(変更により、特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。)した場合には、15日以内に報告しなければならない。
 - ③ 年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を翌年度6月末日までに報告しなければならない。

(雑則)

第37条 この規程の実施について必要な事項は、放射線安全部会の議を経て、事業所長が定める。

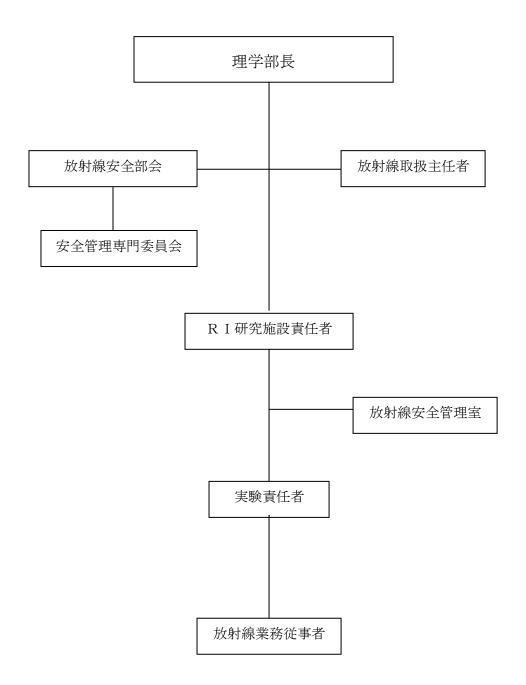
附則 (平成17年3月31日16都大庶第2177号) この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 (平成18年5月19日18首都大総理第274号) この規程は、平成18年5月1日から施行する。

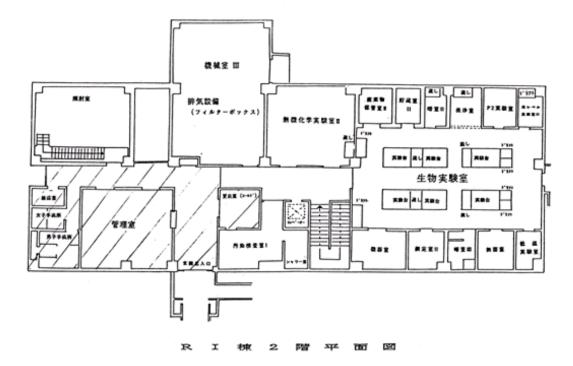
附則 (平成22年8月24日22首都大管理管第771号) この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附則 (平成30年3月27日) 29首都大管理管第2941号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別図1 放射線障害に関する組織図

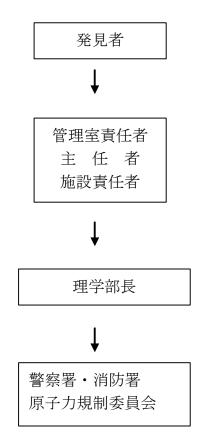


別図2 管理区域

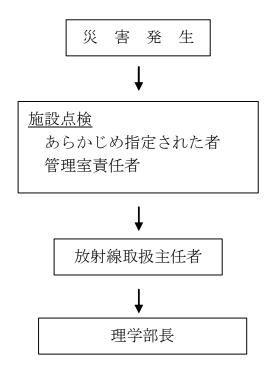




別図3 災害時の連絡通報体制



別図4 災害時の施設点検連絡通報体制



別表1 自主点検項目

(実施者 管理室責任者、頻度 年2回以上)

区分		点検項目
施設の位置等	1	位置
	2	地崩れのおそれ
	3	浸水のおそれ
	4	周囲の状況
主要構造部等	1	構造及び材料
管理区域	1	区画及び閉鎖設備
	2	床・壁等の構造、表面仕上げ
	3	線量当量
	4	標識
作業室	1	床・壁等の構造、表面仕上げ
	2	室内の空気の流れ
	3	フード、グローブボックス等
	4	標識
汚染検査室	1	設置位置等
	2	床・壁等の構造、表面仕上げ
	3	洗浄設備
	4	更衣設備
	5	除染器材
	6	放射線測定器
	7	標識
貯蔵室	1	設置位置等
	2	構造及び材料
	3	遮へい物の状況
	4	線量当量
	(5)	放射性同位元素保管量
	6	閉鎖設備
	7	標識
照射室	1	設置位置等
	2	床・壁等の構造
	3	閉鎖設備
	4	遮へい物の状況
	5	線量当量
	6	安全装置
	7	放射線測定器
	8	標識

区分		点検項目
ビーム実験室	1	設置位置等
	2	床・壁等の構造
	3	閉鎖設備
	4	遮へい物の状況
	5	線量当量
	6	標識
ECD付ガスク	1	設置位置等
ロマトグラフ	2	閉鎖設備
装置使用室	3	装置の状況
	4	標識
保管廃棄室	1	設置位置等
	2	床・壁等の構造
	3	閉鎖設備
	4	保管廃棄容器
	5	保管の状況
	6	標識
焼却炉	1	設置位置等
	2	構造及び材料
	3	装置の状況
	4	安全装置
	5	標識
排気設備	1	設置位置等
	2	床・壁等の構造、表面仕上げ
	3	排気浄化装置
	4	排風機
	(5)	排気ダクト、排気口
	6	汚染空気の拡大防止装置
	7	標識
排水設備	1	設置位置等
	2	床・壁等の構造、表面仕上げ
	3	排水浄化装置
	4	排水管
	(5)	標識

R I 施設点檢·維持管理細則

(目的)

第1条 この細則は、首都大学東京南大沢キャンパス放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。) に基づき、放射線施設及びECD付ガスクロマトグラフ使用室(以下「本施設」という。) の自主 点検等に関する基準を定め、実施することを目的とする。

(組織)

第2条 本施設における放射性同位元素等に関する点検・維持管理の組織は、別図第1に示すものと する。

(巡視点検)

- 第3条 管理室責任者は、別表1に掲げる項目について定期的に放射線施設の巡視点検を行わなけれ ばならない。
- 2 管理室責任者は、前項の巡視点検の結果、異常を認めたときはその旨を主任者を通じて、施設責任者及び放射線安全部会に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

(自主点検)

- 第4条 管理室責任者は、別表2に掲げる項目について、項目毎に定める頻度で定期的に放射線施設の自主点検を行わなければならない。
- 2 管理室責任者は、前項の巡視点検の結果、異常を認めたときはその状況及び原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、その結果を主任者に通知しなければならない。
- 3 管理室責任者は、自主点検を終えたときは、その結果を主任者を経由して施設責任者及び事業所 長に報告しなければならない。

(記録及び保存)

- 第5条 管理室責任者は、第3条及び第4条に係る記録を5年間保存しなければならない。
- 2 前項の記録には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ① 点検者氏名
 - ② 点検日時
 - ③ 点検箇所
 - ④ 点検方法
 - ⑤ 測定器の種類及び型式
 - ⑥ 点検結果及び講じた措置

(定期報告)

第6条 管理室責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について自主点検報告書を作成し、主任者を経由して事業所長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 本細則の実施について必要な事項は管理室委員会の議を経て施設責任者が定める。

附則

この細則は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成18年5月1日より施行する。

附則

この細則は、平成30年4月1日より施行する。

別図第1

